

月例研究会（2015年12月16日）

昭和立憲制とその周辺

米山 忠寛

本報告は「昭和立憲制」という分析枠組みの意義を論じると共に、この枠組みに対する研究上の反響を受けて、改めて研究史上の整理を試みたものである。近代日本の各時期の政治状況の表現として「明治立憲制」「大正デモクラシー」「戦後民主化」などは、各時代を表現する際に一定の役割を果たしている様に思われる。では昭和戦前期はどうだろうか。表現ができないことで研究上の空白が生じてしまっているようにも思われるのである。

この時期についてかつてはファシズムの類型の中で表現されていた。ただ外交上の同盟関係が政治体制の共通性を導くとは必ずしも言えない。日本特有の日本ファシズムとする論にもいくらかの無理が指摘される。ただその後、それに代わる表現を失い、空白が生じたことが研究上の限界を生じさせてきた側面があることは否めない様に思われる。

その空白を埋めるため「昭和立憲制」という枠組みが役割を果たせるのではないか。まずその背景として確認が必要なのは、昭和戦前期に立憲制が合意を喪失していた状況である。そもそもファシズム以前から既に影響力を有していた共産主義においても議会政治は階級問題に対応できない時代遅れの存在として扱われていた。ファシズムは後追いをした格好である。社会大衆党なども立憲的であることに対して敬意を示してはなかった。

左派・右派の双方から軽侮を受けていた立憲政治だが、二・二六事件以後の肅軍と日中戦争に伴う挙国一致の必要が生じると共に重要性を増していく。そこでは国内の対立を緩和させる

ために政党政治に代わるワードを想起し得ずにはいたという事情があった。ただ、立憲政治の称揚は同時代人にとって、軍部への屈従やファシズムへの転向を強いることなく国内の対立緩和を図る効用があった。議会政治家にとっても立憲政治の遵守は節を曲げることなく戦時体制に対応するための一つの行動規範として作用することになったのである。

この昭和立憲制という枠組みは当時の政治状況の観察に基づくとはいえ、一種の仮説であり、批判も成り立ち得る。立憲という表現の持つポジティブな響きへの批判もあり得る。ただ本来は立憲という表現に「理想的な政治」という含意はない。また当時の政治の基準を検討すると、軍部との関係・選挙の状況・政党内部の論理、など観察しても、立憲政治尊重のルールについての暗黙の合意形成の存在はやはり確認し得るものと考えられる。

研究会での質疑応答の中では、元号の「昭和」を用いる必然性についての問いがあった。これはもっともな問いで、昭和の中には確かに政党内閣期も含まれてしまいズレが生じる。一方で利点として、明治立憲制や大正デモクラシーなどと対比可能であることを示すための一定の意義もあると考えている。また国内での立憲制についての合意の成立は、議会政治の意義を否定する共産党が排除された点が重要ではないか、また研究史の中でファシズムが用語として用いられなくなった背景としても戦後の共産党の歴史理解の変化が重要ではないか、という指摘がなされた。いずれも意義深い指摘である。特に前者については、議会政治を否定する存在が、1930年前後を境として以前には共産党、以後には国家主義者が中心であったという当時の情勢の理解にも適合的な指摘である。左右の急進派が排除された結果として成立した安定として本報告の内容を再定義することも可能であるかもしれない。

（よねやま・ただひろ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）